

KPMG Insight

KPMG Newsletter
March 2015

スペイン投資環境



Volume 11

Volume 11

スペイン投資環境

KPMG スペイン マドリッド事務所

マネジャー 久保寺 敏子

2008年の不動産バブル崩壊に端を発したスペイン経済の混迷は、2012年の歐州危機以降は巷でも「crisis（スペイン語でクリシス：危機）」という言葉が連呼され、失業率が軒並み20%を超えるなど人々の生活にも大きく影響してきました。一方でスペイン企業の多くは海外に活路を見出し、積極的に海外展開を図っています。もちろん、欧州危機を契機に海外進出を図ったのではなく、スペインが旧宗主国としての立場で古くからラテンアメリカ各国との政治的・経済的な繋がりを持ち続けてきた成果として、多くのスペイン企業がラテンアメリカとの商流を築き、ラテンアメリカに対するスペインの優位性を保持しています。本稿では、なぜ、スペイン／スペイン企業に投資をしてラテンアメリカへ進出するケースが多いのか、欧米企業の投資事例をご紹介するとともに、その背景にあるスペインのインフラ、スペインが投資誘致策として設けている優遇政策、その他スペインの会計・税務について解説いたします。

なお、文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることをお断りいたします。



くばてら としこ
久保寺 敏子

KPMG スペイン
マドリッド事務所
マネジャー

【ポイント】

- スペインは欧州の南西、南欧または西欧と呼ばれる比較的温暖な地域に位置している。南は地中海、北は大西洋に面しており、ヨーロッパ、アフリカ大陸およびアメリカ大陸の三方向に開けている。
- 2008年スペインの不動産バブルが2008年に崩壊してから、スペインのGDP成長率はマイナスが続き、景気後退期に入る。2012年の欧州債務危機以降、財政赤字の建て直しを図り、財政健全化や建設産業依存からの脱却、労働市場改革などの政策を相次いで打ち出している。
- スペイン企業を持株会社とする場合の税務上の優遇政策(ETVE)を設けており、外国子会社からスペイン企業への配当金およびキャピタルゲインは、スペイン企業の法人税の課税外所得となり、日本本社への再配当は配当源泉税ゼロになる。
- スペインは旧宗主国としてラテンアメリカのスペイン語圏諸国との友好関係を築いている。ラテンアメリカ各国への有形無形の援助と支援を政府レベルで長期的・継続的に行ってきた。
- 欧米企業もラテンアメリカ戦略の要としてスペイン／スペイン企業を活用している。地理的・文化的・政治的なインセンティブの面で、欧米各国から進出するよりスペインを介した経営戦略にメリットを見出し、スペインをラテンアメリカ戦略の入り口として位置付けている。



I スペインの概況

1. スペインの経済

スペインは、2012年のヨーロッパ経済危機においてギリシャ・イタリアの南欧諸国と並んで失業率の悪化や債務不履行の経済危機を代表とする国として報道されてきました。2010年から失業率が20%台の高水準を維持したまま、2014年11月末でも依然として24%の高止まりをしています。

地中海に面した南欧の風土を保養地として、北欧を中心とするヨーロッパからの観光客を当て込んだスペインの不動産バブルは、2008年のリーマンショック後に崩壊します。2008年からGDP成長率は軒並みマイナスとなり景気後退期に入ります。その後の財政出動や税収の減少によるスペインの財政赤字は、南欧のギリシャ・イタリアと並び南欧信用不安となって、欧州債務危機の引き金となりました。この間、政府は増税・支出削減策による財政健全化に取り組み、2013年終盤には景気後退期から抜け出し、ようやくGDP成長率もプラスに転じます。

スペインの人口は46百万人、EU加盟28カ国中5位ですが、1人当たりGDPは29,150USドル、EU加盟28カ国中13位です（図表1参照）。

また、スペインの人口は日本の半分以下であり、スペイン国内の内需による景気回復だけでは限界があります。日本同様に資源国ではないため、製造加工で輸出によって経済を維持発展させてきた背景があります。スペインの主な輸出は資本財（自動車除く）、食料品、自動車、化学品が上位4品目です。

図表1 スペイン経済

	(単位)	スペイン	日本
人口	千人	46,647	127,338
名目 GDP 総額	百万USドル	1,358,687	4,901,532
一人当たり GDP	USドル	29,150	38,491
GDP %	%	△ 1.2	1.5
輸出額	10億USドル	311.4	719.2
輸入額	10億USドル	326.5	838.9
貿易収支 (輸出-輸入)	10億USドル	△ 15.1	△ 119.7
消費者物価指数	%	0.3	1.5
財政収支対 GDP 比	%	△ 7	△ 9.3
公的債務対 GDP 比	%	93.9	224.6

出典：IMF World Economic Outlook Database April 2014, The Economist Intelligence Unit.

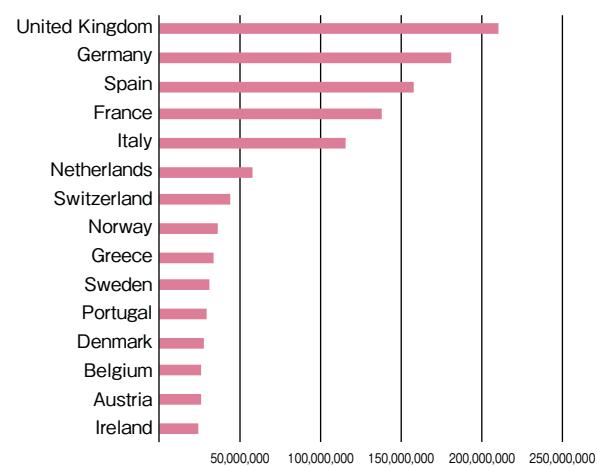
2. スペインのインフラ

スペイン経済発展の重要な鍵となったのがインフラ整備です。ヨーロッパ大陸に位置しているとはいえ、スペインが接しているのは隣国ポルトガルとフランスのみです。ヨーロッパ、アフリカ、北米およびラテンアメリカとのアクセスは、それぞれ陸・海・空のヨーロッパ屈指の交通網として発展してきました。

国際線が乗り入れている空港はスペイン国内に49空港、マドリッドとバルセロナがハブ空港となり、乗客数はヨーロッパ第3位です。2013年度のスペイン国内における搭乗者数は157百万人にのぼります（図表2参照）。

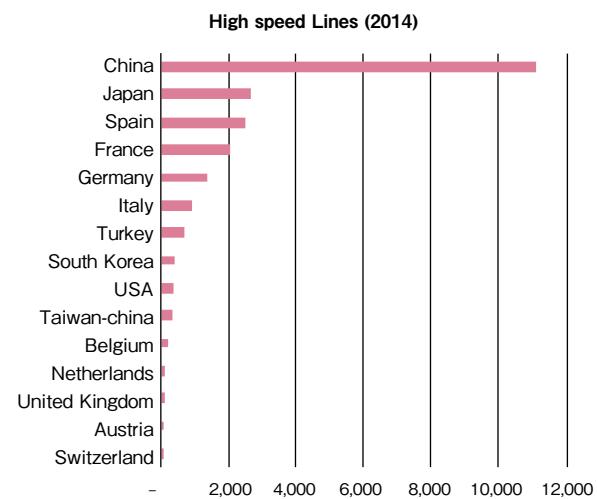
また、広い国土内をカバーする道路および鉄道も発達しています。高速鉄道の延長距離2,515km（2014年）はヨーロッパ第1位であると共に、中国・日本に次いで世界第3位です（図

図表2 搭乗者数



出典：ICEX, Eurostat

図表3 高速鉄道延長距離

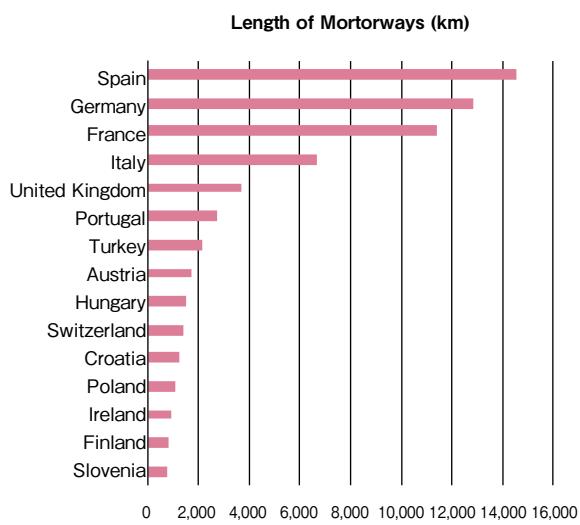


出典：ICEX, International Union of Railways, High speed lines in the world, September 2014.

表3参照)。

スペインはEU内で最も自動車道路の延長距離が長く、14,531kmです。陸路・水路・空路と途切れることなく、人の移動と物資の運搬を支えるインフラが整っています。50万km²の広大な国土に縦横に張り巡らし、重要な国内インフラとして

図表4 自動車道路延長距離



出典：ICEX, Eurostat 2011

図表5 Top 20 ports

	Port	country	Thousand TEUs (Twenty-foot Equivalent Units)
1	Rotterdam	Netherlands	10,938
2	Hamburg	Germany	9,302
3	Antwerpen	Belgium	8,256
4	Bremerhaven	Germany	5,822
5	Valencia	Spain	4,339
6	Algeciras	Spain	4,332
7	Gioia Tauro	Italy	3,652
8	Felixstowe	United Kingdom	3,434
9	Ambarlı	Turkey	3,318
10	Peiraias	Greece	3,199
11	Le Havre	France	2,299
12	Barcelona	Spain	1,697
13	Genova	Italy	1,546
14	Southampton	United Kingdom	1,489
15	Mersin	Turkey	1,367
16	La Spezia	Italy	1,207
17	Gdansk	Poland	1,189
18	Las Palmas	Spain	1,016
19	London	United Kingdom	944
20	Sines	Portugal	931

出典：ICEX, Eurostat 2013

産業を支えています(図表4参照)。

さらに、スペインの最も地の利として特筆すべきは、2つの海に面しているという点です。スペイン北部は大西洋に面し、南部は地中海からジブラルタル海峡と、ヨーロッパの主要な海に接するスペイン国内には46の主要港があります。そのうち3港(バレンシア、アルヘシラス、バルセロナ)は、コンテナ取扱量で世界の港湾上位15位に入っており、海路のインフラが整い海上輸送の動脈として活用されていると言えます(図表5参照)。

II スペインの会計と税務

1. スペインの会計と税務

(1) スペインの会計

スペインの会計基準は2007年に改正され、IFRSに類似した会計概念のフレームワーク(Marco conceptual de la contabilidad)が導入されています。既に義務化されているスペイン上場企業の国際財務報告基準(IFRS)ベースでの財務情報との比較の可能性を高め、IFRSへの協調を目指した改正です。具体的には、IFRSに準じた財務諸表項目の認識・評価を導く基本概念の枠組みの導入、資産項目の一部の評価方法へ公正価格の導入、財務諸表内容の改変・充実等があります。

これにより、スペインの上場企業はIFRSベースでの財務情報、非上場会社はIFRSに類似したスペイン会計基準により財務情報を作成しています。

ただし、このスペイン会計基準とIFRSが同等とは表明されおらず、両者には差異(例:固定資産の評価、研究費用等)があります。

(2) スペインの法人税

① 税率

2014年まで法人税の税率は30%でしたが、2015年1月1日以降は28%、2016年1月1日以降は25%に改正されました。

他諸国のように法人税以外に課される地方税等はほぼなく、実効税率は28%(2016年1月1日以降は25%)と言えます。EU内でフランスやイタリアと比較して税率は低くなりましたが、依然として英国、オランダに次ぐ水準です。法人税は、決算日から6ヵ月後の翌月の25日までに申告します(例:3月決算の場合、10月25日)。

なお、付加価値税(IVA: Impuesto sobre el Valor Añadido)の標準課税率は21%ですが、軽減税率10%と特別軽減税率の4%が設けられています。

② 繰越欠損金

2015年1月1日時点での繰越欠損金は、2015年度より無期限で繰り越すことが可能です。ただし、年度ごとに相殺できる欠損金の上限が設けられており、2015年度は年商2,000万ユーロ以上6,000万ユーロ未満の企業は課税所得の50%、年商6,000万ユーロ以上の企業は課税所得の25%まで繰越欠損金を相殺することができます。さらに、2016年度からは年商による制限はなくなり、各年度1百万ユーロまでの繰越欠損金は自由に相殺できますが、これを超える場合は相殺限度が設けられ、2016年度は課税所得の60%、2017年度以降は課税所得の70%まで繰越欠損金を相殺することができます。

<2016年度の例>

- 課税所得 1.5 百万ユーロ → 繰越欠損金 1 百万ユーロ相殺可能
 $1.5 \text{ 百万ユーロ} \times 60\% = 0.9 \text{ 百万ユーロ} < 1 \text{ 百万ユーロ}$
- 課税所得 3 百万ユーロ → 繰越欠損金 1.8 百万ユーロ相殺可能
 $3 \text{ 百万ユーロ} \times 60\% = 1.8 \text{ 百万ユーロ}$

③ 新規設立会社に対する優遇税制

新設会社に対する擁護策として最初の2年間は法人税率15%に軽減されます。

④ 特定無形資産による所得に係る控除(パテントBOX税制)

一定要件を充たす無形固定資産の使用権の譲渡(パテント使用料、譲渡による収入も含まれる)からなる所得について、純所得の60%を法人税から所得控除できます。

⑤ 金利とロイヤルティー

外国子会社へのローン／特許など使用権譲渡から生じる金利／ロイヤルティー所得は、スペイン企業の課税所得に含まれ、スペイン法人税は一般税率(2015年は28%)が課税されます。

一方、金利／ロイヤルティーの受領の際の源泉税は、原則的に、一定の限度で二重課税を排除する目的で外国税額控除となります。

(3) 移転価格税制

スペインでは2006年から2008年にかけての法人税法改正で、移転価格税制についても改正が行われ、移転価格文書化義務が明文化されました。

OECDのガイドラインおよびEU共同移転価格フォーラムとの協調を意図した内容です。スペインにも多くのマルチナショナル企業があり、それに加え外国資本企業が多く活動するスペインにあって、その企業活動に対する法人税算定の法的安定性の確保、および、課税対象所得の国外逃避を防ぐことを目的としています。

この改正で、関係会社間取引に適用されている価格が独立企業間取引価格(市場価格)に沿っていることの証明義務(評

価立証)が納税者(企業)に義務付けられると共に、関係会社間取引に関する取引内容や価格設定のプロセスなどの書類の作成と保管の義務が明文化されました。

(4) 日西租税条約

1974年に日本とスペインは租税条約を締結しており、課税の対象や、所得に応じた低減税率などについて取り決めがなされています。子会社からの配当は、25%以上出資の場合は法人税率10%、それ以外は15%、ロイヤルティー10%、利息10%です。

2. スペイン税制のメリット

(1) 外国持株会社特別税制

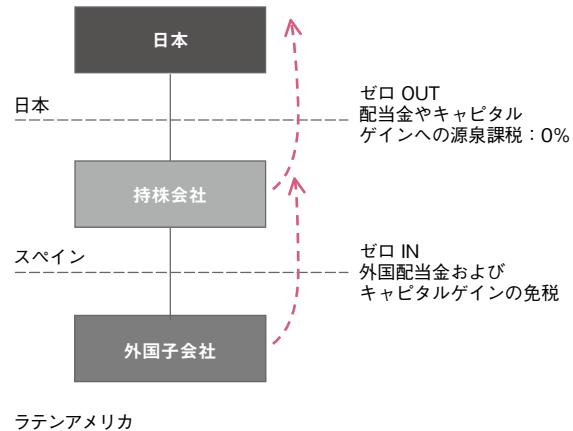
外国持株会社特別税制(ETVE: Entidades Tenencia de Valores Extranjeros)は、海外に株式を所有するスペイン企業に対する優遇政策です。

一定要件を充たした持株会社は、外国子会社から受けた配当および株式売却によるキャピタルゲインがスペイン持株会社の課税外所得となり、非課税です。また、当該特別税制を適用して行うスペイン国外(例:日本親会社、租税条約締結国)への再配当はスペイン持株会社で配当源泉非課税となり、源泉税がゼロとなります。外国子会社からスペイン経由で日本本社へ、利益をゼロINゼロOUTで還流できるという制度です。

この外国持株会社特別税制の有利な点として、持株会社を新設する方法はもちろんですが、既にスペイン現地法人が存在している場合には、一定の要件を充たしたうえで、税務当局への届出という容易な方法により持株会社となることが可能です。

なお、当該特別税制を適用するには、下記の要件を充たす必要があります。

図表6 スペイン持株会社(ETVE)イメージ図



- 外国子会社への直接または間接出資比率が少なくとも5%以上であること、または当該株式の取得価額が20百万ユーロ超であること(2015年1月施行の法人税法にて60百万ユーロから変更)。
- 当該株式を1年以上継続して保有していること。
- 外国子会社が所在する国にて、スペイン法人税に相当する税(2015年から法人税率が最低10%と明記される)の課税を受けていること(スペインと租税条約がある国の子会社からの配当の場合には、この要件は充たされる)。
- 外国子会社がスペイン国外における事業活動によって利益を獲得していること(スペイン税法上のタックスヘイブン国(ブラック・リスト)以外の外国)。

スペインとラテンアメリカ各国とのコミュニケーションがスムーズでビジネス習慣が類似しているというのは、こうした歴史的な背景と、言語が共通であるということが背景として挙げられます。

- ブラジルを除くラテンアメリカの多くの国の共通言語がスペイン語である。
- スペイン人の駐在員と現地法人従業員とのコミュニケーションがスムーズ。
- ビジネス習慣が類似しているため、スペイン子会社と現地法人との仕事上のストレスが少ない。
- ポルトガル語とスペイン語である程度の意思疎通ができる。

III 欧米企業によるスペイン投資実態

1. ラテンアメリカの経済

スペインだけでは人口4千万人に過ぎず、決して大きなマーケットとは言えませんが、スペイン語圏となると、ラテンアメリカには公用語がスペイン語の国が18カ国もあります。ラテンアメリカ全体の人口は5.9億人、GDPは4.9兆アメリカドルであり、GDPはASEANの2.5倍にもなります。

図表7はラテンアメリカ4カ国のみを抽出していますが、ラテンアメリカ全体としても、豊富な天然資源、消費地としての人口および所得を有するラテンアメリカの国々は、製造拠点およびマーケットとして非常に魅力的な地域です。

2. ラテンアメリカに対するスペインの強み

(1) 文化的優位性

歴史的に見ても、アメリカ大陸を発見して以来約300年、マイアミから南の多くの地域がスペインの植民地であった影響は大きいものがあります。ラテンアメリカ各国が独立後もスペインとの間で、王室、政治レベルでの強い交流が続けられています。

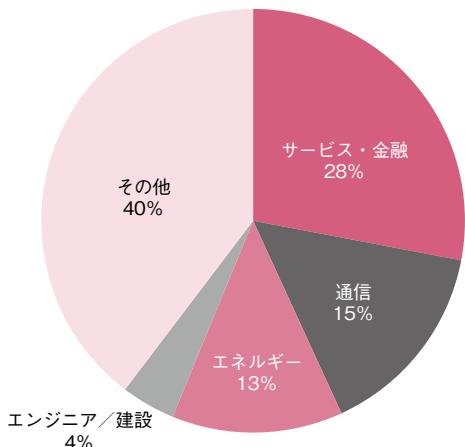
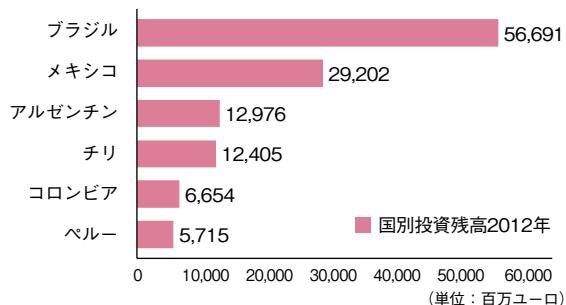
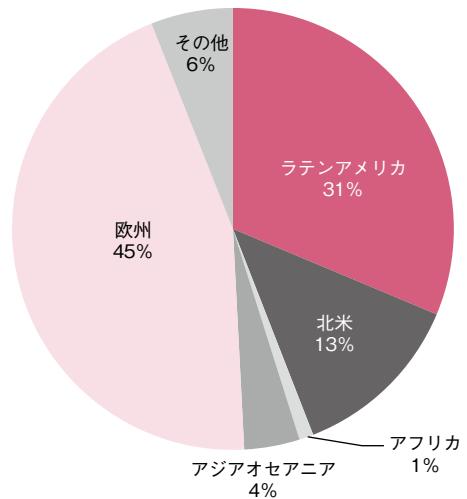
図表7 ラテンアメリカ経済

	(単位)	アルゼンチン	チリ	コロンビア	ブラジル
人口	千人	41,446	17,619	48,321	200,362
名目 GDP 総額	百万 US ドル	488,213	276,975	381,822	2,242,854
1人当たり GDP	US ドル	11,766	15,776	8,098	11,311
GDP	%	3.0	4.2	4.3	2.3
輸出額	10 億 US ドル	83.0	76.7	58.0	242.2
輸入額	10 億 US ドル	70.9	74.6	55.0	239.6
貿易収支(輸出-輸入)	10 億 US ドル	12.1	2.1	3.0	2.6
消費者物価指数	%	22.9	2.8	1.9	5.9
財政収支対 GDP 比	%	△ 1.9	△ 0.6	△ 0.9	△ 3.2
公的債務対 GDP 比	%	34.7	12.8	41.7	56.8

出典：IMF World Economic Outlook Database April 2014, The Economist Intelligence Unit

- スペインに対するラテンアメリカ各国の友好性。
- ラテンアメリカ各国に対しスペインが行ってきた援助活動(ODA: Official Development Assistance)による強固な関係。
- ラテンアメリカ各国との間で租税条約や投資保護協定を締結している。
- スペインにおける税制優遇政策。

図表8 2012年スペイン国別投資残高



出典：Registro de Inversiones Exteriores,
Ministerio de Economía y Competitividad

(4) 社会的優位性

社会的優位性として、ラテンアメリカ各国の戦略分野（金融、エネルギー、インフラ等）において、スペイン企業がリーダーシップを有しているという点が挙げられます。また、スペインとラテンアメリカ各国との間で社会保障協定が締結されており、スペイン人を各国へ派遣する際の障壁は高くありません。さらに、同じスペイン語圏であることから言語の不安なくスペイン人の派遣が可能で、スペイン系移民が多い国もあるなど受入側の障壁も少ないと言えます。

- 戦略分野（金融、エネルギー、インフラ等）におけるスペイン企業のリーダーシップ。
- スペインとラテンアメリカ各国との間で社会保障協定が締結されている（日本とラテンアメリカ各国との協定はブラジルのみ）。
- 言語の不安がないため、安全面でのリスクが軽減される。
- スペイン系住民が多い国もあり、受入側および派遣側の障壁が少ない。

3. スペインのラテンアメリカ投資実績

1990年代後半からスペイン企業は海外投資を活発に行い、スペイン国外に活路を見出しています（図表8参照）。投資の上位は欧州、ラテンアメリカ、北米と、世界各国に進出しています。

スペイン政府の中長期的なラテンアメリカ擁護政策もあり、順調に投資を伸ばしてきました。図表8は2012年のスペインの国別投資残高ですが、そのうち31%がラテンアメリカ向けの投資残高です。

投資残高の業種別内訳は、金融業と共に通信、エネルギーのインフラ産業が積極的に進出しています。毎年開催されるイベロアメリカ・サミットに旧宗主国としてスペインが参加し、参加国間の結束や域内における発展を目的とした加盟国首脳による対話の場が設けられているという背景があります。ラテンアメリカ各国における地域発展、特にインフラの設置に必要な資金はODA (Official Development Assistance: 政府開発援助) による援助が行われてきました。このような政治的、経済的な下地から育まれたスペインとラテンアメリカ各国との関係は、ラテンアメリカ各国に対するスペインの投資実績として如実に現れています。

4. 欧米企業のスペイン投資

スペイン企業が持つラテンアメリカに対する優位性に着目し、欧米企業がラテンアメリカ事業の拠点としてスペイン企業を買収またはスペインに拠点を設置した事例をご紹介いたします。

欧米企業のスペイン投資事例

① BERTELSMANN (ドイツ)

ドイツのメディア大手BERTELSMANNの出版社Penguin Random House(アメリカ)のスペイン子会社は、2014年3月、スペインの出版グループSANTILLANAからスペインおよび南米の出版事業を72百万ユーロで取得しました。この買収でラテンアメリカではブラジル以外に、メキシコ、アルゼンチン、コロンビア、チリ、ウルグアイ、その他多くの国への市場へ一度に進出しました。さらに北米のスペイン語圏の市場でも拡大を狙っています。

② Software AG (ドイツ)

Software AGはフランクフルトに上場するIT企業です。スペインでは1985年に子会社を設立し、スペイン税務当局、社会保険局、スペイン大手金融・保険、通信など上場企業をクライアントに持っています。ブラジル、ベネズエラ、パナマ、ペルトリコ、チリに孫会社があり、Software AGのその他子会社とともに、テレフォニカ、ABERTIS、MAPFRE、SOL MELIAなどスペインのグローバル企業をサポートしています。

③ Alstom (フランス)

Alstomは、フランスを代表する重電メーカーで、発電、送電、鉄道関連が主力事業です。鉄道関連のスペイン子会社は、ベネズエラ、チリ、アルゼンチンに孫会社があります。2014年3月にチリの首都サンチャゴ・デ・チリの地下鉄運営事業の改善を2億2千万ユーロで受注しました。スペイン子会社はこのプロジェクト管理、エンジニアリングなどをスーパー・バイズしています。

④ WINCOR NIXDORF (ドイツ)

ドイツの銀行用機器とキャッシュ・レジスターのメーカーWINCOR NIXDORFは、2007年からスペイン(マドリッド)にアメリカ・イベリア半島部門を置いています。2011年6月にスペイン子会社はブラジルなどに進出し、ラテンアメリカでのビジネスを拡大しています。この部門の技師の多くはドイツ語・英語・スペイン語の3カ国語を使います。

V おわりに

1986年にスペインがEUに加盟して以来、スペイン国内だけでなくEU各国、その先のラテンアメリカも視野に入れた企業活動が活発に行われています。スペインおよびスペイン企業が長年培ってきたラテンアメリカとの関係は、一朝一夕に構築できるものではなく、日本から進出する際に、言語の共通性以上にスペイン企業の優位性として特筆されます。スペインは、ラテンアメリカへの投資の足がかりとして、またラテンアメリカ統括拠点として、魅力的な投資国と言えます。

スペイン投資ガイド 2014年（日本語版）のご案内

スペインへの進出を検討されている、あるいは事業展開されている企業の皆様に、現地での事業活動に役立つと思われる投資、税法、労務等について情報提供しています。
下記のページをご参照ください。

<http://www.kpmg.com/ES/es/servicios/Abogados/Documents/Business-Handbook-Spain-2014-oct.pdf>

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG スペイン
バルセロナ事務所
マネジャー 飯田 孝一
TEL: + 34-93-253-2946
kiida@kpmg.es

マドリッド事務所
マネジャー 久保寺 敏子
TEL: + 34-91-451-3117
toshikokubotera@kpmg.es

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.